

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県監査委員	磯 崎 久喜雄
同	森 田 悦 男
同	小 沼 均
同	齋 藤 良 彦

監査対象機関名 茨城県土浦県税事務所	監査実施年月日 平成 25 年 9 月 19 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 軽油の路上採取において、誤って燃料タンク以外のタンクから検査試料を抜き取り、代わりに軽油を入れたことにより、相手方の車両に損害を生じさせたことは適切でない。	
○上記に対する措置状況 路上採取要領を見直し、担当職員の役割・手順を明確化するとともに、採油時には運転手への燃料タンクの位置確認及び複数職員による採油を徹底することとした。 また、事前の所内研修では、燃料タンクの位置確認を含め、役割・手順の再確認を行い、再発防止に努めることとした。	